

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所第1号機 設計及び工事の計画の認可申請（緊急時対策棟接続工事））【2】」

2. 日時：令和3年6月1日 13時30分～15時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官◎、中房上席安全審査官、井上主任安全審査官、
鈴木主任安全審査官、堀口主任安全審査官、安田主任安全審査官◎、
大野安全審査官、西内安全審査官、畠山安全審査官、藤川安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力機械グループ副長◎ 他19名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 川内1号機 緊急時対策棟接続工事設工認 説明事項リスト
- ・資料2 川内原子力発電所第1号機 緊急時対策棟設置工事のうち連絡通路接続工事に係る設計及び工事計画認可申請について
- ・資料3 川内原子力発電所1号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【緊急時対策棟設置工事のうち連絡通路接続工事】
- ・資料4 川内原子力発電所第1号機 設計及び工事の計画の認可申請（緊急時対策棟接続工事）に係る確認事項

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁のニシウチです。それではこれから川内原子力発電所第1号機のA棟緊対棟設置工事の接続工事に係る施行に申請のヒアリングの第2回です。始めたいと思います。よろしくお願いします。
0:00:17	では九州電力のほうから説明をお願いします。
0:00:25	電力ヤギ安
0:00:27	それでは資料に従って説明させていただきたいと思います。まず費用の員数確認からさせていただきたいと思います。
0:00:35	金星電力のゴタンダでございます。本日資料は三つ御用意させていただいてございます。資料の一番としましては本日乗り合いリングの説明事項リスト括弧2番は買いたいよう説明資料の1市学校三番は補足説明資料の意識を御用意してございます。
0:00:52	時につきましては、資料1に沿って説明をいたします。
0:00:57	資料1をお願いいたします。
0:01:00	本日の説明につきましては、つき審査日プラント側の説明として説明事項リストの一番2番4番5番6番三番、その後に耐震側の7番8番について御説明をさせていただきます。
0:01:16	それでは資料追放リストNo.一番から御説明させていただきます。はい、九州電力のニシゾノです。つつ明示効率等のNo.1の他の場合と回答させていただきます。
0:01:32	前回のヒアリング抜きまして説明項目の一番で申請対象の火災区域区画の変更以外の火災感知器はハロン消火設備等の設計について説明することということのコメントいただいております。
0:01:47	系統説明内容につきましては次のページ、(1)の2ページ3ページで
0:01:59	(1)の2ページ3ページの別紙1、こちら補足説明資料5として作成しております。こちらの資料を使って御説明差し上げます。
0:02:10	別紙1、(1)の2ページですけれども、本資料連絡通路接続工事いっぱいある火災防護設備についてということで、1ポツの概要、2ポツの文章のほうは省略させていただきまして、
0:02:26	大まかな火災防護設備全体の申請設計の概略のほうを御説明差し上げます。この1表の内容等あと次の(1)の3ページの図のほうを見ながらご説明になるかと思っております。
0:02:43	まず火災区域及び火災区画につきましては、今回連絡通路としましては、この(1)の3ページの黄色の色で示してる範囲となります。今回、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:56	連絡通路工認におきましては、指揮所工認時額の(1)の図のグレーの部分になりましてその拡張を実施してそれを含めて、連絡通路のこの黄色含めて、
0:03:14	TS1 の順位としてaの火災区画として設定しておりましてこちらは額の拡張ということで、手続き対象というふうに考えております。続いて区域区画の休憩所側の内容ですけれども、
0:03:29	こちらが図の青いエリアになっておりましてこちらにつきましては、既設工認の代替緊急時対策所Aのこちらが当時は単独での火災区域という設定でしたので、こちらを休憩所としての火災区画としての
0:03:49	大したの申請ということで、こちらは手続き対象ということになります。一応米印で表の中で書いてますけども、先ほどの代替緊待所というものが、
0:04:02	休憩所に変わりますので、こちらは記載の適正化という面書面損名称の変更ということで※1 をしております。続きまして消火設備の中のハロン本例の説明になります。こちらが設計の中身としましては、
0:04:21	今回のこの図の中のいわゆる
0:04:24	識者のこの赤い丸といいますか右側の赤い丸のことを
0:04:32	端的にさしております、こちらあのいわゆる指揮所工認で申請したハロン盆例そのままを利用するということになりまして、連絡通路を今回、先ほど御説明した火災区域としての
0:04:46	各町がございしますが、拡張した場合でも、必要ガス量というのは確保できておりまして、指揮所工認で認可を受けたボンベの迷う目標における主要な変更等もございませんので今回こちらが引き続き対象外と。
0:05:03	ということに整理してます。続いて代替緊待所、すいません急傾斜のハロンボンベになりますのでこちらが
0:05:13	青いところの緑のラインで引いてます、こちらも緑の丸のところということで、こちらも同様にですね第来既設工認の代替緊待所のハロンボンベを流用しているという状況です。こちらも仕様に変更がございませんのですね等、
0:05:33	手続き対象外ということで整理しております。続きまして波浪時配管、
0:05:40	いわゆるアノンの配管になりますけども、こちらの設計内容としましては、この図の中のいわゆる指揮所からこう赤い線が出ているところから黒点線で連絡通路の、
0:05:56	エリアまで伸びてるラインが実際のハロン消火配管としての設計になってます。こちらどういう位置付けに設工認対象。
0:06:06	手続き対象としての位置付けにつきましては、今回支払い主配管としては既設工認時点から

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:15	ボンベから各火災区画内の第1溶接線までを手続きの対象とっておりますので、今回先ほど申した通り、火災区画の中で来S1の12というのをこの
0:06:32	連絡通路を含めた同一の区画として設定していることから、火災区画自体、
0:06:39	第1溶接線の位置が変わるものではないので、敷地そこに地点からの要目表の地方に変更がないということで、こちら手続き対象外ということで整理しております。続きまして大体休憩所側の
0:06:56	当ハロン配管になります。こちらは先ほどボンベと同様に緑で示してありますハロン配管から時の配管利用してこちら4名要目表上の主要に変更もございませんので、手続き対象外ということで考えております。
0:07:14	続いて(1)の3ページの表のほうに移りまして、火災感知設備、こちらの設計につきましてまずは連絡するのほうですけども、連絡線のこの赤いすいません来黄色の範囲の中で、
0:07:30	右側の指揮所の青い火災感知の設備の系統から取ってきてまして、
0:07:40	連絡通路の黄色いエリアのほうに延伸すると、いう状況になってます。こちらへと全体の概要に絡んできますので休憩所側もあわせてお話しすると、軽症側、
0:07:55	の方はいわゆる既設工認で申請してます。
0:08:00	火災受信機盤のほうを撤去しまして、指揮所で一括で家財の新聞を把握できるように連絡通路を介して急傾斜の火災感知器と接続するというので、いわゆる5一体の縮小一括で管理できるように
0:08:20	設計を考えてございます。その阿多ばいいですけども、節工認手続き上につきましては、いわゆる基本設計方針にへと変更がないということになりますので設工認上の手続き対象外と。
0:08:35	ということで整理しております。図の説明はター括弧1の3ページまで。
0:08:42	データ図も含めた説明は以上になりまして、(1)の4ページ以降、
0:08:48	各本文の内容がわかってれ困って説明した通りですけどもつけております。こちらの御説明は省略させていただきます。ナンバーワンの説明は以上になります。
0:09:04	はい。規制庁ニシウチです。沼津ナンバー1について幾つかですけども、
0:09:13	まず説明一等どいと、資料1の(1)の2ページの第1表を何点かですけど。
0:09:24	火災区域と区画については承知をしますと、消火設備のハロン目の部分なんですけど。
0:09:32	連絡通路の設計方針のところですね。
0:09:36	連絡通路を拡張しても、必要ガスを確保できておりっていう部分。
0:09:41	ここはもう定量的にちょっと説明をお願いできればと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:46	当指揮所工認の際には、これまで各項にそうだと思いますけど消火設備の必要容量としては火災区域内なく退席にケースをかけて、
0:09:57	それだけが必要な容量を有するって説明をいただいているものと思いますので、今回のその火災区域を延長してその堆積に照らして必要容量確保できているって説明をまず定量的にお願いできればと思います。
0:10:12	それについてはいかがでしょうか。
0:10:15	はい、電力ニシゾノです。こちらのハロン米の定量的な御説明につきまして、補足説明資料と中で御説明させていただきます。九州電力のミナミザトですません。少し補足ですけども、今回緊対あのもともと緊対棟がですね、これは、
0:10:32	身体等の電源盤って聞くと、区画として最大の体積比引っ張ってますんで、そこへと連絡通路をつなぎ込んで多分、外浜その部屋よりも、
0:10:48	体積は小さい述べ、これまでの設計と変わらないってところをちょっと資料として整理したいと思います。
0:10:59	以上です。
0:11:00	はい。規制庁ニシウチです。江藤ミナミザトさんの趣旨も含めて承知はしますと、
0:11:08	ちょっと確認しておきたいのは、それはあれですかねその単一の火災区域内資格、
0:11:15	において、日消化できるだけの容量を備えているという理解でいいんですかね。
0:11:23	今回引っ込ん色調実行人時点からですね。単一の火災区域区画に対して各位放出
0:11:35	決めてるわけではなくて、複数の火災区域区画を一つのホース区画として設定して、そこに対して必要なガス量を十分確保してるっていうものを今回あのハロンの設計としては置いています。
0:11:51	規制庁ニシウチです。7であれその一つの放出区画単位って、火災区域、その放出角に照らして必要なガス量を算出してって、それは今回連絡通路をふやしたとしても、
0:12:07	その部分よりも大きい放出区画がすでにあるので評価に容量としての計算には影響ないでしょうっていう説明と理解していいですか。
0:12:15	はいその通りになります。わかりました。そこら辺の流れも含め設計思想流れも含めて定量的に説明をいただければと思います。今の申請書上だと容量しか記載をされていないと思いますので、よろしく願います。
0:12:30	はい、九州電力に探します承知しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:34	はい。その上での申請書にどこまで記載すべきっていうところは最終的にまたご検討いただければと思いますが、まずは補足で事実確認をさせていただければと思います。
0:12:43	出戸続けて同じ表の同じページの図表の消火設備のところですけど、消火設備のハロン配管のところですけど。
0:12:52	所も連絡通路の施工に手続き対象の欄ですね。
0:12:58	具体的に主配管としている範囲が第1溶接点まで溶接線までっていうことを記載していて、これはおそらく、ちょっとそんな私承知できてなくて申し訳ないんですが新基準の後任とかの際に整理をしていることなのかなと思いますので、
0:13:14	マツダ当時の補足説明資料とかでも結構なんですけど、一応参考までに店舗をいただければと思いますがいかがでしょう。
0:13:22	はい、九州電力ニシゾノです。ちょっとつつある御説明差し上げると新規性基準工認時点の公認資料の補足説明資料で作成要領というものを準備しましてそこにいわゆる別表回火災の
0:13:40	1配管となる別表改正の手続きを行ってそこでこのルールというものをいわゆる第1溶接線まで手の決めてますので、内容とさせて時回転差し上げます。以上です。
0:13:53	はい、規制庁ニシウチです。承知しましたよろしく申し上げます。
0:13:58	で、あとは、
0:14:00	その上でなんですけど、この説明を踏まえると、連絡通路の部分、今回まさに増設する部分と配管じゃないと理解をしたんですけど。
0:14:12	であれば、工認の申請書上の要目表要目表の主配管のところでの前の適正化名称の適正化として連絡通路って追加いただけてますけど、そこは別に追加する必要はない。
0:14:25	それからその連絡する文書配管じゃないのであれば追加しなくていいような気がしたんですけどそれは何かどういう整理をしてるんでしょうかその発電所内で
0:14:33	はい、凍結能力ニシゾノです。今回おそらく括弧1の8ページの
0:14:41	資料のいわゆる通路1解散が従来のJF631から強い解散っていうのが従来の書き方でしたけれどもそこに及び連絡通路を入れているところでこちらの整理がですねいわゆる
0:14:57	今回アノンの配管登録するにあたっては、最初に御説明した際区域区画の放出、すいませんの名称をハロンの主配管の
0:15:14	難燃性として使用しているところがございます、いわゆるカッコ1-4ページの右側にですね今回拡張させ拡張するとして申請してます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:29	通路 1 回さんと連絡通路等ということで、こちらを
0:15:36	追記してますので、来ないような内容として、今回ハロンの配管がもう記載の適正化になりますけども、連絡するを加えているといったものになります。以上です。
0:15:52	規制庁ニシウチです。承知しました。ここは
0:15:57	内容を割く的な話ではないので、いいんですけど、まあ細かいこと言うとあれですねなんかその火災区域と微妙な表現が違うところが気になるくらいですね、それはご検討いただければいいかなと思います。多分括弧閉じるところが違うそれぞれの取扱制限しましたので、そっちました。
0:16:15	何か機会があれば直しておけばいいのかなと思いますけど、中身ではない。はい。説明は承知しました。後を続けてですけど、この(1)の3ページも同じ第1表を続けてですけど。
0:16:30	を感知設備の
0:16:33	設計方針のところですね、具体的にこの煙感知器と熱感知器を置くっていう理解でいいですよ。この説明の通りですけど。
0:16:44	90にしたのでその通りです。それはAsano規制庁ニシウチですけど、それは緊待所の指揮所に今置いている煙熱と全く同じ設計のものを同じように配置するっていう理解でいいですかね。
0:16:59	電力にしたのです。その通りで煙熱壊死基礎と同一のものを連絡通路にもつけるといった設計になります。承知しました。これはまずは事実確認を進めて最終的に申請書をどう記載するかっていうところはなるとは思いますけど。
0:17:17	現状の申請書だと、単純にその指揮所工認のときの一期工事のときの工認の添付資料によるルートだけしか書かれてなくて、
0:17:25	一方でそっちの読むそっちの添付資料見に行くと、第5-1表で設置状況の表があると思うんですけど、その表だとやっぱり指揮所については煙熱感知器で屋外については煙と熱感知器みたいな形で具体的な設置状況まで記載されてるんですよ。
0:17:42	そういう意味では今回の連絡通路部分にこういった煙感知器熱感知器をこういう指揮所工認の設計方針に基づいて実際に設置するっていう趣旨がどこかで申請書上で明確に読める読む。
0:17:56	読めるべきかなと思っていて、ちょっとその部分の具体的な記載等についてはまた引き続き御検討いただければと思います。
0:18:05	はいおっしゃられる通り、指揮所公認の煙と熱を使うことになりますので、そちらの申請書側への整理っていうか検討のほうは別途させさせていただきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:22	九州電力ミナミザトです扱いとしましては、もうね、今回の連絡通路は緊待所側の一般エリアと同様の設計ということでちょっとニシウチさんおっしゃられる通り、ここが読めないところもありますので、ちょっと申請書の書き方は、
0:18:38	すみません、もう一度検討して、今後ご相談させていただきたいと思います。以上です。
0:18:46	はい。規制庁ニシウチです。
0:18:49	ご相談というかご検討いただいて御説明いただければいいのかなと思いますけど、
0:18:57	今の申請書だと、少なくとも添付資料によるとだけ書かれていてそれはその置かない火災感知器を置かないっていう意味の夜なのか、ちょっと設置状況はよらないっていう設計方針だけやるっていうことなのか、そこら辺がちょっと申請書上だと明確じゃないっていうことかなと思います。
0:19:15	少なくとも補足で事実確認は少なくとも今の状況ができていますので、最終的なところでまたご検討いただければと思います。
0:19:24	私からは拡散範囲については現状は1兆ですかね。
0:19:30	規制庁側から何か追加ありますか。よろしいですか。
0:19:34	はい。
0:19:35	ありがとうございますじゃあ続けて次のコメントをお願いします。
0:19:43	はい。九州電力の花木です。そしたら法律と2番でございます。緊急対策等の秘密扉の波及的影響について御説明いたします。
0:20:02	はい、すみません、COOば資料1の11ページ。
0:20:09	やります。
0:20:10	連絡通路の気密扉に関する補足説明資料を今回準備させていただいております。
0:20:17	まず1ポツで機密バウンダリの概要について御説明いたします。
0:20:22	欠接続部の設定1、
0:20:27	既存の設置工事におきましては、
0:20:30	2ページに映像を示しておりますけども、
0:20:34	ページの第1、上の図でございますけれども、施設の設置工事のときにおきまして右上のほうに君津残高機密バウンダリを示しておりますが、この分配の連絡通路側の
0:20:49	ところにありますけども、真ん中どころ費の左側の真ん中の部分になりますけれども、その機密バウンダリの構成をしておりますのは、現在

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:00	設置してる予定の気密扉になってございます。こちらにつきましては、ツツキの設置している間ではなく接続工事中は常時閉といたしまして、組織図のバウンダリを構成するというか、
0:21:16	機能を果たせてございます。同じ 12 ページの第 3 図でございますけども、この気密扉の設置の位置の断面図を示してございます。
0:21:27	こちらではスキー場側から気密扉を見た図となつてございまして、真ん中に気密扉。
0:21:36	ございましてその左側と右側に資格の図面をお示してありますけども、こちらは配管貫通部というところで機密シール処置をして密閉性を確保している貫通部となつてございます。その場合が連絡水路の躯体となつてございます。
0:21:53	11 ページに戻りますけれども、先ほど御説明いたしました通り、気密扉を設置してありますけども、ほぼ周りに壁を貫通する配管については、隔離弁を設けておりまして貫通部についてもシールを設けることで色調の設置工事については機密バウンダリを構成してございます。
0:22:16	今回の連絡通路を接続工事の後におきましては、先ほどの 12 ページになりますけど、今度は真ん中の第 2 図になりますけども、敷地と今 9 台寄贈休憩所として使います九大きのほうか、
0:22:33	一体として運用いたしますので、そちらで全体で機密バウンダリを構成する
0:22:39	異なります。
0:22:42	こちら効き目一体運用後につきましては、先ほど御説明いたしました気密扉自体は気密性をへの機能も必要ございませんで、一時的に開放する解剖して
0:22:56	散る運用として、計画してございます。なぜ気密扉を設けたかといいますと一期工事式積設置工事のときにおきまして、2 機構は連絡通路も接続工事二期工事といいますけども、こちらの工事中で払ったときに、例えば気密試験。
0:23:15	行うときに負けピラを会合して公営試験を行うんですけれども、この間万が一ですけれども、その知見中に重大事故等が発生したとしても、その気密扉を閉めることで、地域像としての機能が果たせる機密バウンダリを構成することが可能ですので、
0:23:34	この気密扉を閉止することで機密バウンダリを損なわない設計としてございます。
0:23:40	連絡通路を接続後におきましては、先ほども御説明いたします通り球形度も含めて一体として運用しますので、このPS扉気密要求がなくなりますので、科医として運用するとともに、各事例も先ほど御説明した配管の隔離での常時開として、全体をパークできるような設計としてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:02	2 ポツ 2 ポツのほうで気密扉の残った場合の悪影響機器についてご説明いたします。
0:24:09	はい。
0:24:10	連絡通路接合に気密扉のほうは、あ開けて運用する計画にしておりますが、仮に停止した場合におきましても、先ほど申し上げました通り、貫通配管については貫通部を通して急結のほうに、
0:24:25	配管引き伸ばしてございますので、配管自体から加圧空気等は許可の廃棄できますので、休憩所プロセスでも当然契約にいろいろ可能することができます。
0:24:39	また、扉を開放いたしますとしても配管等や体制は波及的影響のない場所に設置してございますので、悪影響等はございません。
0:24:49	先ほど御説明いたしましたけども、連絡制度接続方法は気密扉につきましては昨日必要ございませんので、実際運用開始した後には撤去を含めて今後検討はしたいと考えてございます。
0:25:06	気密扉につきましては以上でございます。
0:25:12	はい。規制庁の使用し、
0:25:16	はい。規制庁に周知です。
0:25:24	まず貫通部、
0:25:27	の
0:25:32	2 ポツの悪影響防止のところですけど。
0:25:39	このまた以降で書いてる波及的影響のない場所に設置しているっていうのは、
0:25:46	この 1-12 ページで言うところの第 3 図の
0:25:52	この閉めた状態で、
0:25:55	貫通部に対して影響がないように設置しているってそういうことですか、それとも開けた状態で配管とかに影響がない場所に回位状態を維持するってそういう説明になるんですかね、ちょっとそこのところよくわからなくて、
0:26:13	九州電力のサナキでございます。波及的影響につきましては両方ございまして、先ほど気密扉が閉まった場合につきましては第 3 のところに扉がある状態でございますので、そのて左側等にある配管貫通部等にPPの内容になってございます。
0:26:32	また解放するときにつきましても、
0:26:36	配管等に影響がない部分のほうに会合することとなりますので、波及的には影響はないという位置に設置するということで、
0:26:45	ございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:46	以上です。
0:26:49	はい。規制庁ニシウチです。
0:26:53	全社の占めてるときは、第3図で明確かなと思うんですけど、シマダご紹介開放したとき、
0:27:03	開放したときの扉能を維持状態と寸法とかも含めてですね。あとは実際にその過圧配管がど、どういったところとの高さどの位置に設置されているのかっていうのも、
0:27:17	含めて、ちょっとその具体的な寸法かも含めて明確に影響ないよっていうところを定量的に御説明いただければと思うんですけどいかがでしょう。
0:27:27	はい、九州電力サナキです。承知いたしました。
0:27:32	はい。よろしく願いますうーん。
0:27:36	開いた状態の位置とそもそもの綴じた状態の配管の位置考えれば明確かなという気もするんですけどちょっと先方でまず明確に確認をしたいなと今念のためですけども、という趣旨ですよろしく願います。
0:27:52	あと一つ、ちょっとこれは一期工事のちょっと内容を把握しておきたいというだけなんですけど、1-12ページの第1図のところ、
0:28:03	第1図の形で今一期工事を進めてるというふうに返っていてこれを実際に遮へい体にも配管を通して状態なんですかね。
0:28:13	九州電力のサナキです。今スキルもまだ現在設置工事中でございますけども、おっしゃられる通り、緑の線遮へい体のところに配管を貫通させた状態でスプレー以降じゃ。
0:28:29	完了するという計画でございますので、先ほども御説明いたしました遮へい体について貫通
0:28:37	部あいつ設けますけども、そこら辺についてはきちんと仕入れ等は行う計画としてございます。以上です。
0:28:46	規制庁ニシウチですけれどもそれは一期工事で今工事中なので、一見告示に基づいて今現在そういうふうにしるシールないし遮へい、気密を考慮して施工しているという状況ということですよ。わかりますし、
0:29:05	わかりました。ありがとうございます。
0:29:09	私からは、
0:29:14	とりあえず以上です。あれですかねすいません以上統一申し訳ないんですけども、
0:29:21	気密扉の具体的なまま運用を運用っていうのは保安規定の審査の中で具体的には下部規定とかでオープンにしていますかっていうところを確認することになるのかなと思いますので、その際には具体的に適用する今後どうしていくのか

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ていうところのスタンスが明確に決まっていればいいのかなと思います。よろしくお願いします。
0:29:42	ページ数電力サナキ承知いたしました。
0:29:45	私からは以上ですかね、この件は規制庁側からほかに何かありますか。
0:30:11	規制庁ニシウチです。すいませんちょっと戻って申し訳ないんですけど、第3図で、
0:30:20	配管貫通部の5左上のほうにありますけど、それ以外に複数至って、ここの
0:30:28	開口部って何が通っているとか何のために置いている開口部でしたっけ。
0:30:35	九州電力のサナキです。
0:30:40	左側及び右側にアイテル開口部につきましては、例えばですけども、先ほど説明事項1で説明いたしましたハロン配管であったりとか、あと、敷地側から急結側いえ。
0:30:57	引っ張ります電源ケーブル、
0:31:01	及び過去のケーブル等、
0:31:03	がございますので、配管等一部ケーブルトレイが貫通する部分がお示したというふうになってございます。以上です。
0:31:14	規制庁ニシウチですね、ちょっとまず具体的に貫通しているものを明確に列挙いただいてもいいですか。
0:31:23	その上で、電源ケーブルって具体的に何の電源ケーブルを引っ張ってるんですか、ちょっとそこ私認識できてなかったんですけど。
0:31:44	九州電力の花木です。完全するところの立法課長といたしました。電源ケーブルにつきましては、例えば今回換気空調系のところで休憩室のところに、
0:32:00	電動ダンパを設けますので、そのケーブル等、
0:32:04	ございます。
0:32:07	また、どのようなケーブルが通ってるかについてはちょっとまた別途整理してお示したいと思っております。以上です。
0:32:16	規制庁ニシウチです。了解しましたと。
0:32:22	今の説明だとちょっと改めて情報をまとめて説明いただければと思いますけど、今の情報だと今回連絡通路を
0:32:32	に設置する配管は火災の配管と空調設備の配管、
0:32:39	に伴ったものとして電源ケーブルが追加が出てくるっていう理解ですかね。ちょっと気になったのが、代替緊急対応内いわゆるその休憩浄化休憩所側の電源系統ってどこからどういうふう引っ張ってるのかなっていうところでそっちにここを電源ケーブル通じていくのかなとちょっと今気になったんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:05	九州電力のサナキです。電源ケーブルにつきましては、ちょっと別途Aにしてまたお示したいと考えております。以上です。
0:33:16	はい。規制庁ニシウチです承知しました。
0:33:19	まず具体的に連絡通路の部分に設置することになる機器配管系の一覧のリストかとあわせてちょっとその電源系統の電力構成簡単な概要でまだ結構です、ちょっとお示しいただければと思いますよろしくお願いします。
0:33:36	規制庁側からほかに何か本件でありますか。
0:33:41	じゃあ鈴木さん、お願いします。
0:33:48	規制庁鈴木です。
0:33:52	先ほどの第3図のこの気密扉の
0:33:58	勤怠等指揮所側と通路側のところっていうのは、
0:34:06	均圧
0:34:08	するための何か設備って、
0:34:11	続いていますか。
0:34:25	90からサナキです。組織図をあと通路が均圧するようなもの設けてごさいません。以上です。
0:34:35	規制庁鈴木です。
0:34:38	机上用のくうと。
0:34:42	換気設備を使った場合とか設備を使ったときに、
0:34:48	均圧その設備で均圧できる。
0:34:52	状態になってないと。
0:34:54	もし
0:34:57	休憩所とか通路側のほうが圧力が高くなると、ここは書かなくなっちゃう可能性があるんですけど。
0:35:05	その辺は特段問題ないように作られているんですか。
0:35:18	。
0:35:33	決連絡先でございます。連絡通路を接続号におきましては、別途換気空調系のほうの不良調整を行いまして、来ちょっと休憩等でSERPが
0:35:50	発生しないように均圧に並びに雨量調整を行いますので、そのようなことはないと考えてございます。また常時開運用を行うかもしくは撤去を予定してございますので、し、
0:36:07	問題ないと考えてございます。
0:36:10	以上です。
0:36:12	成長スズキでそこは問題ない運用ができることはまあ、保安規定側のほうから何かで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:19	そう説明されるのであればそれで結構ですけど。
0:36:27	はい、はい。時税のサナキでスルー運用を含めて運用われrに保安規定側で御説明をしたいと考えてございます。じゃうレース成長スズキちゃん撤去する場合は工認側でやるとですね。
0:36:41	やらないんです。
0:36:46	九州電力のサナキでございます。資料 12 ページを御示しいたしまして、通り、公認上はですね、機密バウンダリ維持をお示ししております
0:37:03	右の上の図の左側、連絡通路に行く部分の途中でバウンダリーを示す。
0:37:10	ラインが入っておりますけれどもそこに気密扉があることでバウンダリを構成するしているということで御説明をしております。今回連絡通路を接続しますと、第 2 図の通りの機密バウンダリが変更となりますので、本当。
0:37:27	家へ連絡する接続後は気密扉を期待していない。
0:37:33	水密盤だり構成となっておりますので、
0:37:39	2 期工事に鉄橋必ずしも撤去が必要がないと考えてございます。
0:37:46	あくまでも機密バウンダリの構成が変更。
0:37:50	ツールという位置付けでございます。
0:37:53	以上です。規制庁スズキです。なので、常時開運用等、
0:37:59	することで、先ほど言ったようなあかなくなっちゃったりとか、
0:38:03	そういうのは避けますと、そういうことですね。
0:38:07	はい、九州電力サナキでその通りでございます。わかりました。
0:38:19	規制庁ニシウチです。
0:38:23	今の話で
0:38:27	常時開運用することは保安規定側でっていう話がありましたけど、
0:38:32	一方で、
0:38:34	撤去するんだったら別にいいんですけど。
0:38:36	会議をするのであれば、科医状態が常に維持できているっていうことは保安規定側なのか、公認側で若干設備的にはい説明いただくべきなのかっていうところもちょっとあるかなと思っていますので、ちょっとそここのところは本規程のつなぎという趣旨も含めて、こういうふうを考えてますっていうところはまず方向に何回でも、
0:38:55	ここに断面でも御説明をいただければと思います。よろしく申し上げます。
0:39:02	いつ電力の判断基準承知いたしますと、
0:39:06	はい、江藤ほかに規制庁側から何かよろしいですか。
0:39:09	はい、ありがとうございます。では続けて次のコメントをお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:21	一応連絡ウエハラでございます。それでは、説明事項リストのNo.4につきましてですが連絡通路の設置を受けた緊急時対策所の被ばく系評価モデルへの反映状況を別紙4下ページ(1)～16ページから1022ページで御説明させていただきます。
0:39:42	それが別紙4の
0:39:44	下ページ(1)～16ページを
0:39:48	御確認ください。
0:39:53	赤い緊急時対策所学校緊急時対策棟内の被ばく評価において、連絡通路の設置を受けて、被ばく評価モデルがどのように変わったかということにつきましてこの別紙4でご説明させていただきます。まず概要ですけれども、
0:40:08	緊急時対策所のうち、指揮所と緊急時対策所の内休憩所の被ばく評価の評価モデルにおける連絡通路の反映を
0:40:17	の通り説明いたします。
0:40:19	なお、指揮所の評価につきましては、
0:40:22	地区医師会が工認と比較しまして、傾斜の
0:40:25	評価につきましては、再稼働のときの新規制基準適合性確認工認と比較してお示しいたします。
0:40:34	いけ対策所の
0:40:36	被曝評価モデルなんですけれども、その滞在場所によって遮へい及び換気設備等の条件が異なることから、
0:40:44	設置許可と同じように期初食べ傾斜の実効線量の平均値を冷静に係る被ばく評価の判断基準と比較することとしております。
0:40:54	居住性に係る被ばく評価にあたっては、緊急時対策所の緊急時対策棟内にとどまる要員に対して、
0:41:02	四つの径被ばく経路①直接線及びスカイシャイン線②クラウドシャイン線③インリーク
0:41:11	及び④グランドシャイン線を考慮しております。
0:41:14	このうち③及び④の被ばく経路につきまして、連絡通路設置を反映したモデルで評価しております。
0:41:24	なお、連絡通路しゃへ
0:41:27	連絡通路を接続面を含めた外部の放射線源に対しても、指揮所せ同様に最短通過距離部において700mm以上が遮へい厚を確保する設計としております。
0:41:39	このため、
0:41:41	指揮所や休憩所の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:42	①の直接線及びスカイシャイン線②のクラウドシャイン線④のグランドシャイン線の評価モデルにおきまして、連絡通路接続部が穴があいてと思いますけれどもそちらをモデル化しておりません。
0:41:57	それでは、
0:41:59	連絡通路設置を受けて、モデルが変更したとこにかけまして、③番と④番、ご説明いたします。まず③番のインリークですけれども、
0:42:09	指揮所につきまして、
0:42:11	右下(1)のJA8ページをご覧ください。
0:42:16	こちらの表に示しております通り、
0:42:19	連絡通路のパウダリ堆積っていうのは、設置許可時と同様に基礎版になりたいときに含めて評価しております。
0:42:27	またメール連絡通路の設置によって、指揮所工認時より地域対策所換気設備の処理対象となる盤代替的な町の方が増加いたしますが、指揮所工認時の条件設定の保守性 3900 平米に保守的に大きめに設定しておりますが、
0:42:43	こちらと同じ 3900 立米になりますので、超過条件値としては変更はございません。
0:42:50	続きまして休憩所の③番のインリークですけれども、
0:42:55	磐梯体積につきましては連絡通路の設置によって、
0:42:59	K代替緊急時対策所の休憩所のチェンジングエリアを、
0:43:04	緊急時対策所の換気設備の処理対象となるため、
0:43:07	新規制基準適合性確認工認、再稼働のときの工認、
0:43:11	比較していただければ増加します。
0:43:14	が、
0:43:15	新規制基準適合性確認工認のときの条件設定の保守性にこちらも包括されるため、
0:43:22	800 立米で変更がないため超過条件値としては変更ございません。しかしながら軽症の③番のインリークにつきましては、
0:43:31	連絡通路の設置によって、中が繋がりますので、
0:43:35	KK所の外気取込項として設置していたものを連絡通路の設置によって、
0:43:41	指揮所の外気取込校に変更になります。そのため、休憩所の被ばく評価におきましては、指揮所の相対濃度に変更して評価をしております。
0:43:53	ファステップスの評価点を休憩所から指揮所の最近設定に変更しております。
0:44:02	続きまして、④番の被ばく経路グランドシャイン線なんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:07	指揮所と休憩所におきまして、連絡通路ができたことになりましてG線源の設定値が地面だったところから連絡通路の屋上部分変更となることを反映して評価しております。
0:44:20	参考までに、(1)の19ページから(1)－22ページまでで、過去の
0:44:26	工認でのグラウンドシャインの
0:44:28	燃料モデル線量計算モデルと今回の連絡通路区設工認の評価モデルを並べて企画しております。
0:44:39	。
0:44:43	はい。
0:44:45	時効率とNo.4につきましては以上となります。
0:45:00	規制庁のニシウチです。
0:45:03	ちょっと幾つか確認したいんですけど。
0:45:11	あと被曝評価モデルの2ポツ朝市の16ページの2ポツ被曝評価モデルのところで、
0:45:19	まず1パラ目で言っているのは、滞在場所によって、
0:45:24	滞在場所として指揮所と休憩所があるのって、それらの平均値をとって、結果、評価結果として見ますと、
0:45:34	で、そこについては今回接続する連絡通路部分っていうのは名前の通り通路であって、
0:45:41	そこにいわゆる滞在して何かをする操作をする
0:45:46	ということを考えていないので、指揮所と休憩所が滞在場所っていうところには変わりなくて、それは今までの考え方から変えるものではないっていうそういう理解でいいんですかね。
0:46:03	九州電力の上原でございます。
0:46:06	御認識の通り、緊急時対策所として居住性を確保するのは、コンベヤミーティングエリア多目的エリアがある休憩所と休憩しながら休憩所、
0:46:16	でありますので、居住性に係る被ばく評価ということで考慮しますのは、今までの考え方と同様に指揮所休憩所2ヶ所でありまして、7日間の実効線量の積算という観点では、
0:46:27	客観的に明らかに当時の
0:46:30	いっぱい想定されない連絡通路について単独で評価する必要はないと考えております。なお、連絡通路の、
0:46:37	条件なんですけれども敷地の評価条件に含めておりますので、
0:46:41	連絡通路の設置によって説明資料でお示しました通り、指揮所と休憩所内共管指揮者時計傾斜の評価に影響がある条件につきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:53	変更してやり直しております。
0:46:56	以上です。
0:46:58	規制庁ニシウチです了解しますと、
0:47:03	ちょっと今話があっても支障に連絡するのも含めているとかってこのインリーク評価条件の3バウンダリ堆積の容積の部分なんですけど18ページですかね。
0:47:14	ちょっとよくわかってないんですけど。
0:47:23	9、K上のほうのバウンダリは800
0:47:28	してって、
0:47:34	これ、これって一方で休憩室なんてそんな休憩所ん。
0:47:40	どこからインリークしてくるかっていうその吸気好転は緊対棟側にしているわけですね。
0:47:47	この急傾斜のインリーク評価って、
0:47:52	モデルルール、
0:47:54	等している部分、
0:47:57	外のところから、
0:48:00	満員リークしてきてんなんでね、皆さんはバウンダリに対してどういう境界条件を与えているって理解になるんですかね。
0:48:12	指揮所と休憩所の
0:48:15	指揮所と休憩所ってその一体で評価をするべきものじゃないんですかねってというのがあれなんですけども同じなんですけど。
0:48:25	何で分けて評価できるんですしたっけ。
0:48:37	九州電力のあれでございます。
0:48:39	まず分けて、
0:48:41	評価していい理由としましては、換気設備条件等が異なりますので、
0:48:49	御所ピットの評価点としては、指揮所、
0:48:52	最近接点で同じなんですけれども、
0:48:55	中に入ってくる流量っていうのが異なりますので、
0:48:59	帰ってくる量と出ていく量が異なりますので分けて評価しております。
0:49:10	以上です。
0:49:33	規制庁ニシウチです。
0:49:37	ちょっと一度改めて資料等を確認して、また何かあれば、ちょっと確認させていただければと思いますけど。
0:49:51	はい。ちょっと改めてまた整理して確認させていただきます。すみません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:57	私からちょっと現時点では以上ですけれどもに何かあります。現時点でよろしいですか。
0:50:03	じゃあすいません次のコメント続けてお願いします。
0:50:08	。
0:50:13	いつ電力のゴタンダでございます。続きまして説明死亡率との5番でございますが、こちら説明項目といたしまして、先認可をいただいております緊急時対策棟の設置工事と一応構成がちょっとするものがございまして、その構造の工程の関係がわかるように申請書の記載というものを検討してございます。
0:50:32	説明内容につきましては右側の欄に記載してございまして、申請書の変更の理由に延滞大きい時価することを検討してございます。富山させていただきます。なお本設計及び工事計画における工事のうち、緊急時対策棟設置厚生パル工事計画による考察を進め、
0:50:52	衛生対策嘘つい最近杭及び緊急時対策所機能に係る工事につきましては、緊急時仮設工事に係る工事計画に基づく使用前検査の後、
0:51:10	御説明は以上でございます。
0:51:16	火、
0:51:18	はい。規制庁ニシウチです。
0:51:24	申請書のどこにどう具体的に書くかは引き続き検討いただければと思うんですけど、ちょっとまず、確認をしておきたいのは、今ここで説明内容で記載をしている。
0:51:36	なお書きのところの2行目ですかね。
0:51:41	やはり一期工事と二期工事で重複する部分。
0:51:44	に係る工事っていうのが具体的に何を工事するのかって言うところで、
0:51:52	ちょっともう少し固化聞く出すような形でまず説明をいただいてもいいですか。
0:51:57	生体遮へい装置はまず遮へい体の部分の話遮へい緊待所遮へいの話。
0:52:02	で火災区域火災区画の部分を構造物の話で緊対所機能の話は、
0:52:10	はいトーク長設備とかの話なんですかねまずそこら辺を具体的にこういった工事がありますっていうところはまず、そこから説明をいただいてもいいですか。
0:52:26	それも契約のゴタンダでございます。
0:52:30	すいませんどうぞ。
0:52:34	九州電力のゴタンダでございます。具体的なところとしましては20さんがおっしゃられた通りでございまして生体遮へい装置につきましては水素の遮へい体の撤去を火災区域区画につきましてはやっぱり規格の変更で緊急時対策所機能につきましてはエリアの増加するというんでお考えてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:56	はい。規制庁ニシウチです。ちょっとまず資料上で明確にそこを目特定をした いんですけど、まずそこを特定した上で、
0:53:06	それをどうを申請書上で表現するかって話になるのかなと思いますので、まず そのファクトだけ押さえさせてください。よろしくお願いします。
0:53:18	出しました別紙のほうでまた整理して、次回御説明させていただきたいと思 います。
0:53:25	はい。規制庁ニシウチですよろしくお願いします。
0:53:28	あとちょっと細かいですけど、使用前検査、
0:53:33	ではもう今ないと思いますので、そこら辺の記載とか正確に頂いただくべきか なと思いますので、そこら辺も含めて、あのぐらいの申請書の記載は引き続き ご検討いただければと思います。
0:53:46	道電力のゴタンダ節水一つしましたが意見だけ訂正ございまして、以降につき ましては法改正前に認可いただいてございまして使用前検査が正しい記載 になるかと考えております。
0:53:58	です。
0:54:05	すいません規制庁ニシウチです。承知しますと、これはなお 10 検査でやるん でしたっけ。
0:54:16	道電力のゴタンダでございまして。その通りでございまして。あそこ施行時点です でに建設中だったかってことですね。了解しましてありがとうございます。
0:54:26	はい。
0:54:28	これは特に中身がないのでこれくらいですかね。はい。引き続き何次のコメント 続けてお願いします。
0:54:38	はい。旧スズキのサナキでございまして。そしたら説明事項リスト 6 番でござい まして機密バウンダリ外を経由する屋外の風潮配管について設計について内 容を御説明いたします。別紙を 23 ページ。
0:54:55	資料を作成してございまして。
0:54:59	まず最初に、今回の空気浄化ラインの概要について御説明いたします。
0:55:05	まず連絡通路に敷設します。非常用空気浄化ラインにつきましてはOKが重任 制度ございまして、通路を
0:55:16	連絡通路のスペースが限られていることがありますので、要員等の通行性を 発行するために、今回指定連絡するの屋上等で休憩所へ交換を設置する計 画としてございまして。なお、この計画につきましては、設置許可の申請のときよ りも、
0:55:33	検討変更をしてございませぬ。次ページに
0:55:39	培養どお示してございまして。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:43	右側の緑色の部分が一期工事地域その工事のところに敷設するラインでございまして、都市基礎側のほうからダンパ、
0:55:55	後日屋外に出たところにダンパがございまして、そこにヘッジフランジを打って一期工事の方は完了する予定でございます。
0:56:07	セキ工事今回の連絡制度の接続石膏において終わって工認認可もらった後にいく、青いところのラインでございますけども、そちらについて根底敷設をしていきます。左側の9ケースを九大金相のところ、赤いライン。
0:56:27	でございますけども、こちらは代金所の空気浄化ラインがございまして、そちらを定期施設流用
0:56:35	で、そちらの配管につなぎ込むことで、休憩その中に、
0:56:41	空気を浄化するラインを
0:56:45	別途という計画をしております。
0:56:54	切れるもので一期工事
0:56:57	いつの工認のときにはもうすでに屋外に空気浄化ラインがせた状態。
0:57:04	になっておりまして9代金側は休憩側につきましても、外に出ている配管に屋外の配管つなぎ込むことになりますので、新たにこの連絡通路の、
0:57:19	工事のところにおきまして、バウンダリーに貫通部を設けるような工事は発生しない計画としてございますし、
0:57:30	にポツ次23ページに戻りまして、非常用空気浄化ラインの防護設計でございます。
0:57:39	先ほどの屋外に敷設する部分につきましては、強度及び耐震評価上強硬な放火いわゆるっていうのはいか。
0:57:49	対応してございまして、建家間相対変位足しても関係性を持たせる設計としてございます。
0:58:00	仮に万が一ですけれども、屋外の配管が破断いたとしたとしても、先ほど、
0:58:07	2ページの図に示してます通り、都市基礎側及び急結保安にもダンパを設けてございますので、隔離弁を設けてございますので、万が一からさとしても放射性物質が絡んだりない流入することを防止できると考えてございます。
0:58:24	また先ほど御説明した貫通部につきましても機密防火防水閉止というこれまで十分実績のあるシール処置を行うことで、バウンダリーとして健全性を維持する設計を図ろうと考えてございます。
0:58:40	25ページに先ほど屋外と屋内を通した場合と屋外を動作場合を当初設計当初に考えていた内容を整理したものをお示してございます。
0:58:55	左側に連絡通路の内側屋内を
0:58:59	100等々さ場合と、右側に外側、今回のように連絡するの屋上部分。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:04	既設した場合の比較を行いました。
0:59:09	／設計上の考慮といたしましては大きくまず一つは屋内と屋外ですので、環境条件が異なります。
0:59:18	当然国内
0:59:20	別した場合は屋内の環境条件を考慮いたしますので、トレードとしては各恒設降灰の荷重に対しては、
0:59:30	ダクトがツツキて受けるのではなくて、連絡通路自体建物が味を受けることとなりますのでその中にダクト等設計で影響のないように、
0:59:42	設計はできるといってもございます。
0:59:45	屋外に敷設した場合は、先ほどの風、
0:59:50	荷重等につきましては、連絡通路が直接受けるわけではなくて、ダクト自身が受けることとなりますけれども、これまでに十分屋外で配管等施設実績等ございますので、それに対して風荷重に対して機能が損なわない設計にすれば、
1:00:07	設計にできると考えてございます。
1:00:10	また恒設後輩。
1:00:13	につきましては、運用上でも必要により除雪除灰を行う。
1:00:19	落としてございますので、こちらでも運用側で考慮することで問題ないと考えてございます。
1:00:26	あと屋内と屋外での環境条件の違いとしては凍結、降水等がございますけれども、それらをについても考慮することで、屋外で敷設しても問題ないという。
1:00:39	ところでございます。
1:00:42	近い決まって共通要因の故障でございますけれども、こちらにつきましては屋内屋外施設、両方の場合ですけれども、
1:00:53	中央制御室と技術基準の76条に基づきますを参考にしまして、中央制御室と同時に機能喪失しないよう、中央関沢内で自主設置することで、共通要因故障の考慮を考えてございます。
1:01:09	次に敷設した後のメンテナンス性について検討した内容でございます。
1:01:15	まず一つ目劣化モードでございますけれども、屋内につきましては屋内に設置しているということで賠名不足の影響は
1:01:23	小さいということがあります。
1:01:27	屋外に敷設した場合は当然屋外環境下でございますので、大原則の影響は大きいんでコスト大きいんですけれども、これまでも屋外配管につきましては外面塗装を実施することで、影響小さくできると考えてございます。
1:01:44	またメンテナンスするときのアクセス性でございますけれども、
1:01:48	屋内に敷設した場合はどうしても連絡通路という目的から通行性の間、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:55	を確保することが必要でございますので、どうしても
1:01:59	上部に宅等を敷設することになりますとなると、床面から目視株範囲、限られてしましまして、詳細な点検等がする場合は、仮設 8 等設置してメンテナンスをしなきゃいけないというところがございます。
1:02:15	通行性確保の観点から条線公設の足場等をちょっと設置というのは、
1:02:22	困難かなと考えてございます。
1:02:24	屋上連絡通路の屋上に設置した場合にはつきまして、当然地上面からは、目視株の範囲で限られるんですけども、屋上へのアクセス数量の恒設階段を設置することで、屋上に上りますので、そうすることでダクトの全範囲目視可能と。
1:02:42	いうところでメンテナンス性がよくなるっていうところを考えてください。
1:02:49	最後に工事の影響でございます。
1:02:53	まず連絡通路の差異につきましては当然中に敷設したほうがダクトのされる 10 日を考慮すると通路のサイドが大きくなるためも報じ機関がその分の長くなりまして、屋外に敷設すると、それに比較して再度小さくできますので、
1:03:10	当然工事期間が短くなって掃気竣工指揮所通り休憩その 1 臓器一体運用早くできるというところがございます。
1:03:20	また旧代金精度の影響につきまして、
1:03:23	連絡通路の部分が大きくなったりしますと、当然吸気代金さんところに開けま す壁年
1:03:34	外部開口部であったり、その周りに待機する等がございますし、可搬型の設備を置き提示してございますので、当然完成の範囲が、
1:03:45	記録になります。おため既設設備の干渉物の撤去だったり技術だったりする工事が必要となりますので、その分工事期間が長くなっていうところがございます。連絡通路を小さくすることで、その分、今度は屋外設置の場合は、
1:04:03	村長の調整範囲が少なくなりますので、どう比較すると、当然工期を短くなって早期竣工になると。
1:04:12	いうところがございます。
1:04:14	最後に、交通部でございますけれども、これもJANSIでも先ほど説明いたしました通り、国内については
1:04:21	ばんばん入れ貫通が発生しないんですけども、屋外に敷設したとしてもバウンダリーがセットアンダーに貫通が発生しますけども、これまで十分実績のあるシールシールを施工することで問題ないと考えてございまして、
1:04:36	これらを総合的に勘案いたしまして、屋外にして、
1:04:41	いうところを採用したところでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:45	説明は以上となり町
1:04:52	はい。規制庁ニシウチです。
1:04:56	まず今回の工認で新しくバウンダリを設けないってところは承知をしましたので、
1:05:03	その上で、すでにも現状の工認で手当をしていると工事中のところも含めてですけども、今までの許認可の中で明確に確認がされていた資料とかがなかったなので、またちょっと改めて明確に説明をいただいたというのが趣旨です。
1:05:21	その上で、ちょっと 25 ページの表 25 ページの第 1 表の表を
1:05:28	1 個ずつ
1:05:31	確認をしていきたいんですけど。
1:05:35	まず全般的にですけども、ちょっとこの参画⑳②の趣旨がちょっといろんな規模って判例がよくわからないなと思っていて、御説明すべきなの説明すべき説明いただきたい確認いただき、確認したい点は、もう一つで、
1:05:52	外に出していたとしても、基準適合はまず満足してるんですけどっていうことは明確にスタンスは説明をしていただきたいなど。
1:06:00	それをこの凡例の何で表現するかとかっていうのも含めてちょっと明確にわかるように整理をいただければと思います。
1:06:06	その上で、その基準適合性に加え、
1:06:11	基準適合マルとするのであればそれに加えてこういったメリットプラスアルファメリットがありますっていうのは二重丸っていう意味であれば、そういうふうに表現いただければと思いますし、ちょっとまずこの表で説明いただきたい趣旨の基準適合
1:06:26	に対してどうなのか、あとはそれ、それに加えてプラスアルファ何かこういったメリットがあるかっていうのをまず明確に整理いただきたいというのを踏まえてちょっと資料は
1:06:36	整理はいただければと思います。
1:06:39	で、その上でちょっと 1 個ずつ確認をしていきたいんですけど、まず前提条件、全般的な話で何かありますでしょうか。
1:06:54	背景図電力のサナキでございます。先ほども御意見
1:06:59	走時いただきますので、
1:07:01	ちょっと次回、そこ技術適合性とかわかる所と、それに加えてプラスアルファでやってるところがわかるように再整理したいと考えてございます。以上です。
1:07:12	はい。その上でちょっと 1 個ずつ、現状の資料で確認をさせていただきたいんですけど、まず一つ目一番上の環境条件のところ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:23	ここについては、まず、許可時点で、少なくとも局本文事項としての屋外のSA設備
1:07:32	については、こういった環境条件荷重条件等を考慮するって、それに対応した設計とするっていうことが書かれているので、その全体方針に基づいてこういう設計をしていますってということなんでしょうけど、まず許可時点で、当該配管に対してどこまで説明をしていたのか。
1:07:48	いわゆる全体方針だけで具体の説明はしていなかったのかっていうのを含めて許可に照らしてどうだったのかっていうのは、この表の中というよりかはこの表のに加えて追加で説明をいただきたいと思います。
1:08:03	で、その中で、
1:08:06	ちょっと確認したいのは特に凍結、降水、凍結ですかね、あの部分ですけど。
1:08:12	24 ページのところで、
1:08:15	緊対棟側のこの緑の部分。
1:08:17	南の配管の部分で建物ダンパーがありますけど。
1:08:21	このダンパーに対しての凍結に対しての手当っていうのはどういうふうに考えているのか。
1:08:27	配管内部ダンパ内部で結論したものが凍結してその動作に影響を与えないこととか、そういったところの説明は明確に説明をお願いできればと思います。
1:08:38	出野がまだ環境条件のところですかね、何かありますか。
1:08:49	何か現時点で説明できるものがありますかね。
1:08:56	九州電力サナキです少々お待ちください。
1:09:19	事務局からサナキでございます。
1:09:21	今日の凍結棒につきましては、中を流れる流体が液体じゃないございませんので、例えば氷点下以下となっても、中の流体が完全に凍結するわけではない。
1:09:37	というところでございます。
1:09:39	具体的にこれまで凍結防止対策というところはそういうところでまだ可否安全水とかが、
1:09:48	満たされているような配管については運用側で定例会になったらまあ評価凍結防止対策を図るところを説明しておりましたのでちょっと今回の
1:09:58	この空気浄化ラインに対して特別な凍結防止対策というところは今のところを行う予定はございません。
1:10:07	以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:14	規制庁ニシウチです。ちょっとまず確認したいのは学び流体はもちろんその空調な空調設備などでいいんですけど、今言ったのは例えば構成とかでもそもそも中に
1:10:27	中に流体真水が入り込むようなこともなくて、いわゆる中で凍結を考慮すべきような要因が特にない。
1:10:36	だから事象としては考慮するれるけども考慮すべき要因がないので対策は不要ってような説明ということですかね。そこら辺をちょっと整理して具体的な内容説明をいただければと思います。
1:10:48	はい、係数電力サナキですけども、そのような内容にあるところかとございますのでちょっとまた別途御説明をしたいと考えてございます。奨励する。
1:10:57	はい。ちょっと先にちょっと最初に確認してもよかったかもしれないんですけど、これ具体的にハシヤマ事業者検査、
1:11:06	施工人情データ工事の方法に関連すると思いますけど。
1:11:11	あとは試験検査性のところですかねっていう観点でこの配置こんに対してどういった試験検査をするんでしょうか。潮間事業者検査ないし、その後のその後の供用期間中検査においても、
1:11:26	どういった確認をすることになるのかっていうのだけ教えて欲しいんですけどまず
1:11:32	何か明確な外観検査とか、または使用前事業者検査の際には先方確認検査とかも含めて据付計画据付編サトウやることになるのかなと思うんですけど、いわゆる項目としてやる検査としてやる項目外観、
1:11:46	日北海とかまでやるんですかね、ちょっとそこら辺も含めて、何をやるのか、試験検査として、ちょっとその説明をお願いしたいんですけど。
1:12:07	九州電力のサナキでございます。当該配管の中蔓延事業者検査につきましては、このルール配管につきましては主配管、
1:12:19	どうして要目表で記載してございますので、当然
1:12:24	1号検査ですね大量先方
1:12:27	アイコンでつけ
1:12:30	ヤツ漏え等を行うと、あと、
1:12:34	この空気浄化ラインが機能を果たすこと機能性の確認というところを行う。
1:12:43	潮間事業啓発を行うことを考えてございます。
1:12:49	規制庁ニシウチです。今お話のあった中で耐圧炉耐圧漏えいなし機能確認自体に何を解除後におきましては時の放電となりますのですね
1:13:04	フランジのISI

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:08	SAクラス 2SAクラス 2 配管になりますので等税制クラス 2 配管内SI等で確認をしていくという内容になります。以上です。
1:13:21	。
1:13:23	はい。規制庁ニシウチです。
1:13:26	ちょっとその試験検査性として具体的に
1:13:31	どういった試験検査を予定しているのかっていうのは、ちょっとまとめてまた補足で別に作っていただきたいんですけど、ちょっと具体的に確認したかったのは、今まさにお話のあった中で、
1:13:44	耐圧漏えいなしファンの機能検査のほうですかね、のところで、これ具体的に何をやるのかっていうところをちょっと確認したくて、
1:13:54	要は、
1:13:55	実際にファンを運転して、
1:13:58	必要な圧が立っているかどうかとかそういう確認をすることになるんですか。
1:14:11	ちょっとそういったところも含めて、ちょっと今現状手元に我々の知らない状態ですのでまず補足説明資料として具体的に
1:14:21	この配管っていう意味でまとめていただいても結構ですし、この配管も含めて非常用空気浄化設備系統としてどういった検査をするのかっていう観点も含めてでも結構ですし、ちょっとまずこの屋外の配管分も含めてどういった検査試験を予定しているのかっていうところ。
1:14:37	の説明をまずいただいてもいいでしょうか。
1:14:42	Ⅱ 電力のサナキでございますでしょう大きい達しますと、奮起増加。
1:14:48	大全般として、検層内容を整理して、その部分で屋外の配管もすぐあるダクトも含めてというところでちょっと御説明をさせていただきたいと考えてございます。以上です。
1:15:02	はい。
1:15:03	はい。規制庁ニシウチですよろしく申し上げます。
1:15:06	ちょっとすいませんの全体的なところにさっき言っちゃいましたけど第 1 表に続いて戻って目ね何年もその話をしたかっていうとですね、この真ん中のメンテナンス性のところで劣化モードってあると思うんですけど。
1:15:20	まで顧問のアクセス性もそうですかね。ここのところに関連してそもそも、この配管に対してどういった劣化モードを考慮しているのかっていうところを、その試験検査性で何を見ているかっていうところから確認をしていきたいという趣旨がありました。
1:15:33	で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:34	まず、今説明させてもらっているのは外面腐食の影響が大きいってところで すけど、これは外面塗装を実施してね試験検査という観点であれば外観で目 に見える界面腐食がないことを確認するくらい。
1:15:49	だと思っんですけど。
1:15:50	そもそもいわゆる目に見えないような腐食みたいなものって、劣化モードとして 想定しているのかどうかって言うところも含めて先ほどの試験検査性の補足説 明資料をまとめる際にはちょっと
1:16:02	説明をいただければと思います。
1:16:09	はい、九州電力の花木です。承知いたしました劣化モードと照らし合わせて 県、
1:16:16	女性がわかるように整理したいと考えております。以上です。
1:16:20	はい。規制庁ニシウチですよろしく申し上げます出続けてアクセス性のところ ですけど。
1:16:27	これはちょっとそもそもの連絡通路の内側屋内のほうの説明がよくわからなく て、
1:16:36	何かこの説明を見ると、
1:16:38	基本、その仮設足場を置かないように、
1:16:44	点検が台を設置して点検アクセスできるようにしますっていうのが基本にある って聞こえるんですけど、そういう意味で言うと、発電所の中って割とその基本 から外れているところが日割と配管入り組んでいるイメージなんですけど。
1:17:01	そういう意味でこれってデメリットみたいな意味合いになるんですかね、何か必 要時仮設足場を設置することで別に対応を今までもできているし、
1:17:10	特段ここで挙げ参画に上げているようなデメリットではないのかなあと思ってた んですけど。
1:17:17	九州電力の田巻です。すいません。先ほどの二重丸となると参画の整理がち よつと曖昧なので、そちらについても再度整理してますけど、23ー下げ虜に対 しても未を
1:17:31	今普通の発電所でも同じような状況がございますのでこれについてはデメリッ トを考えてございませんで、ただ今回屋外配管を連絡というのを屋上に設置す るということで、屋上へのアクセスが恒設階段を設置しますので、
1:17:48	できるようになるというところで例えばですけど、
1:17:54	定期的なパトロール等で屋上とかアクセスしやすいので、当該配管の目視で きる頻度が増えるという意味でちょっと加工させていただいたものでございま すので、最初にちょっとコメントいただいた技術基準と適合とかのところとプ ラスとかわかるようにちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:12	希望については改正いたしますけれども、先ほどのおっしゃられた通り、沖縄これは必ずしもデメリットであるかと言われるとそうではございません。以上です。
1:18:24	はい。規制庁ニシウチです。まず屋内がデメリットでないところは共通認識かなと思うんですけど、今の説明の中で、屋外のほうがイメージ的にはアクセシビリティがよくて何か頻度が上がるみたいな意味合いの説明かなあと受け取ったんですけど。
1:18:41	それは何か若干設備が違うとあって、必要な頻度はそもそもの
1:18:47	配管の設計する設計機器設備の設計する段階で必要な点検項目、点検内容頻度っていうものを決めて、それに準じてやるだけなので、何かそのアクセシビリティがいいか頻度が上がるんですけど説明なんかちょっと違うんじゃないかなと思うんですけど、そういったところも含めてちょっと整理して、もう一度まとめていただければなと思います。
1:19:06	今説明聞いた限りでは私の主観がそんな感じです。
1:19:13	YKTのサナキです。承知いたします。
1:19:16	その上で今のアクセシビリティのところですけども続けて恒設の階段を設置するってあるんですけど、これっていわゆる竜巻のところ起因の飛来物にはならないっていう理解なんですかね。
1:19:30	それでも飛来物リストとしては考慮しているけれども影響を与えないとかそういった説明があるのか、その説明をお願いしたいんですけど。
1:19:39	九州電力の花木でございます。先ほどおっしゃられました通り、竜巻の飛来物とならないような配慮をした設計の階段を設ける計画としてございます。
1:19:51	規制庁ニシウチです。説明は了解しました。まずそこ、そこをちょっと具体的な評価というか、こういった設計としているというところ具体的に説明をまず補足でいただいてもいいですか。
1:20:04	はい、九州電力さんが企業想定いたしますと、
1:20:07	はい。よろしく申し上げます。最後工事の影響のところですけど。
1:20:13	まず連絡通路のサイズに関しては、ちょっと
1:20:19	具体的なまず寸法間隔で先方間でまず明確に共通認識を取りたくてですね。
1:20:24	連絡通路の断面図みたいなもの実際に配管を屋内に配置するとこの程度で、
1:20:31	まだ通行性が少し悪いっていう説明なのか、ちょっとそこも定量的にちょっと図面等を示しながら説明をいただきたいんですけど。
1:20:41	はい、九州電力サナキで送気いたしますと、
1:20:45	はい、よろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:48	あとは
1:20:53	款最後ですかね。貫通部のこのシールシールド施工の部分、これもちよっと具体的にどういった施工をしているのか。
1:21:04	実際にもうすでに代替緊対のほうは申し入れ部分があるということですので、もし写真とかがあれば、写真とかを示しながら、なければその具体の設計のぼんち図みたいなもの示しながらちよっとこういった設計をしていて、君津防火防水遮へい等の考慮していると。
1:21:22	いうことをちよっと具体的に説明いただきたいんですけども。
1:21:28	はい、九州電力サナキですね承知いたしますと、
1:21:31	よろしくお願ひします。ちよっと今話をしたようなことも踏まえて第1表はまずそもそもその位置付けから含めて整理をいただければと思います。
1:21:40	あと1点ちよっと細かい点なんですけど、24ページのこの第1図、ちよっと確認をしたかったのは、ちよっとこの図だけだとよくわからなかったので確認をしたいんですけど、
1:21:53	緑のラインですかね、1機、
1:21:56	時一期工事一期工事対象範囲の緑のライン。
1:22:01	当ダンパーから
1:22:05	建屋内に入っていく中で何か1回、空間を
1:22:11	何らかのその閉じられた空間を経由していくような感じになってるんですけど、この空間って何なんですかね。
1:22:53	だからさっき言われます。こちらの
1:22:58	ベースにつきましては、通所我々ダクトスペースと呼んでいるところでございまして、なぜ、ちよっとこのようなスペースを設けているかという、5断面図、下の断面図を見ていただくとわかるんですけどこのファクトスペースのところの上部、
1:23:15	になってございまして、
1:23:18	その妥当性の三つあるところが、色調はになってテーマ居住スペース等がある部分でなっておりますけども、その
1:23:26	今日で区画をお皿も屋外に
1:23:31	出ていく配管ということで貫通部を設けているところがあります設けております設ける必要が遅れているところに設けないといけない。設ける必要がありまして、それらを考慮すると、ちよっと中のツヅキ国に影響がないように、
1:23:48	当初はラビリンスと組む必要がございますので、こういうスペースを設けて中野教授臭くに影響のないような配慮を行っている。
1:24:02	部分になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:04	以上です。
1:24:10	規制庁ニシウチです了解しました。
1:24:15	はい。まず先ほどのコメントを踏まえて1票がせよし直して必要な資料データ等は充実いただいたもので改めて整理を説明をお願いします。
1:24:26	私からは現状は異常かなと思います。ほかにありますか、規制庁側からは、
1:24:33	ツヅキとありますか。はい。
1:24:37	規制庁の木です。
1:24:40	今聞いてた24ページの第1図なんですけど、先ほど来に周知側の緑の第1期、
1:24:49	工事対象範囲のところから、2期工事対象範囲に繋がる部分の
1:24:57	半々円の
1:24:59	といますか、これをダンパーってずっと言ってたんですけどこれダンパーですか。
1:25:07	九州電力のサナキです。一期工事の緑色で着色しているところでございまして、図でdと真ん中にアルファベットのABCでEを記載させていただいてるんですけどこちらはダンパ、
1:25:25	になります規制庁スズキですアルファベットでなんですね、ダンパーですねわかりました狭でそれでいいですそれでですね
1:25:37	休憩所側のほうもう二期工事の青色でダンパーがありますけどそのあと最後、
1:25:47	急傾斜のほうに、
1:25:49	出てく突端のところバルブがありますけどこれは何ですか。
1:25:55	九州電力のサナキです。こちらにつきましては、電動、
1:26:01	A弁を設けておりまして、二期工事完了後に今、指揮所、
1:26:10	設置してございます非常用空気浄化ファンを使って空気を送り込むときに連動いたしましてこの限度弁があったことで、休憩所のほうに給気ができるという設計としてございまして、こちらを電動化したものでございます。
1:26:31	以上です。規制庁スズキです。そうすると、
1:26:36	途中の二つのダンパー一期工事対象のダンパーと二期工事対象のダンパーっていうのは何の役目をしますか。
1:26:49	来てる
1:26:50	ちょっと、
1:26:51	九州電力のサナキです。途中にございますダンパは手動ダンパでございまして、一期工事のところの緑の範囲のところにつきましては、二期工事は、
1:27:07	終わるのでは1個の担当閉めておくことで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:13	府へ
1:27:17	アプリをしているというダンパいなくなってございます。
1:27:24	規制庁スズキそうそう二期工事の青色のダンパーも手動のダンパーで
1:27:30	はい。今の話を聞いていると二期工事が終わって供用開始。
1:27:38	それだけが主導のダンパは両方ともマーケットって最後の出口のバルブのところを、
1:27:47	モータードライブでこれ遠隔かどうかわかんないですけど、何か社それを操作することで、非常用の換気系からの
1:27:58	吸気大洲できるような
1:28:02	操作ができるようになっているとそういうイメージですか。
1:28:06	九州電力のサナキでございます。おっしゃられる通りでございます、二期工事運用開始は普通にある地動ダンパについてはもう当然会議をしまして、最後の電動、
1:28:20	答弁こちら遠隔操作指揮所から監視操作盤で遠隔操作できる設計としてございますので遠隔であけることで、空気を流すことができるという設計にしております。
1:28:33	規制庁鈴木です。理解しました。
1:28:36	それですね
1:28:39	1個の資料の一番最初で火災防護の話があったと思うんですけど。
1:28:45	ちょっと火災防護の添付資料ちょっと読んでないので。
1:28:50	教えて、ここで確認して指定したいだけなんですけど、
1:28:57	モータードライブの弁っていうのはこれ防護対象
1:29:02	火災防護の対象になっているということでもいいですよ。
1:29:13	うん。
1:29:25	そうか。はい。規制庁スズキでついでに聞いちゃいますけど
1:29:31	市道の青色の二期工事の指導のダンパーもあわせて保護防護対象なのかそれともダンパはあの手動であけっ放しだから特段
1:29:44	動作を期待しないとかなので、
1:29:47	金属製だとかだったら特段防護しないと何かそういうのがあれば、
1:29:56	今ここでわかるんサトウあるんだったら減ってもらって、わかんないようだったらとりあえずを火災防護の説明書
1:30:03	見ておきますので、
1:30:10	中電日本列島少し別途デリバセってもらって回答させていただきます。
1:30:18	非常に規制庁ブリーフお願いします。それでついでに聞きますけど。
1:30:23	一期工事の緑色のダンパーっていうのも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:28	既工認の中でどう扱っていたかというところもあわせて、
1:30:34	説明をされていて、
1:30:35	いただけますか
1:30:38	後日、回答していただくときに、
1:30:43	九州電力のストレス承知しました。
1:30:47	はい規制庁鈴木です私からは以上です。
1:30:51	規制庁ニシウチですけど他に規制庁からよろしいですか。
1:30:55	はい。では続けてですね、少しお待ちください。
1:31:06	A規制庁ニシウチです。コメントNo.の3ですかね、次の説明をお願いします。
1:31:15	はい、九州電力のサナキでございます。スポーツされて事項リスト三番でございまして、設置許可のまとめ資料で説明している連結部の設計について設工認でも変わってないことについて御説明いたします。資料、
1:31:33	1の右下13ページでございます。
1:31:38	真ん中の
1:31:41	より上のところで赤字の部分で聞いてございます。
1:31:45	こちらにつきましては設置許可時
1:31:48	これは今回の設置等に申請時において変更はないというふうに書かせてもらっております。米印で設置変更許可での設計上の考慮事項ということで、
1:32:02	設計、設置許可のまとめ資料に記載しておりました①から④の項目について記載をさせていただいております。
1:32:12	これらについては現段階で購入単価においても設計は変わっていないということを説明してございます。
1:32:19	はい。御説明かわりまして九州電力の市未です。ページが(1)－15ページになります。建家の相対変位が防火結果のところ、今回地盤物性のばらつき及び減衰定数の不確かさを考慮して最大値についても表中に記載をしております。
1:32:38	ばらつきを考慮した最大の変位の最大値についても、最大5.5mm程度であることが確認できており、
1:32:48	評価結果問題ないとして今回追記をしております。
1:32:53	日清さんの御説明以上になります。
1:32:56	はい。
1:32:57	。
1:32:59	はい。規制庁ニシウチです。ちょっとまだ私からは全体的な話ですけど、1ぼつ概要のところ、設計上の考慮事項は変更はないっていうこれ言いたいことは、設計は変更してませんよっていうことだと思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:17	まず、連結部の設計としては許可から変更はないと。
1:33:23	で、具体的な許可時に説明許可の補足説明資料で、その具体的な図面ポンチ 絵みたいなのを載せてると思うんですけど、それをこの補足説明資料でも委員 をいただいてもいいですか。それを示しながらまず設計自体に変更はないと で具体的な考慮事項としては以下のような、この四つが挙げられるという流れ で説明をお願いしたいです。
1:33:43	具体的な連結部のポンチ絵図面については、図面もあとこの考慮事項ですか ね、については、
1:33:53	資料 2 ですかね。
1:33:55	概要のパワーポイント資料のほうにも参考という位置付けでも構わないんです けど、ちょっと明確に説明をいただければと思っています。
1:34:03	ご検討いただいてもいいでしょうか。
1:34:07	はい、給源力のサナキでそれ承知いたしますと、
1:34:13	はい。規制庁ニシウチですよろしく申し上げます。他に何か規制庁側からあり ますか。
1:34:23	規制庁の中瀬です。資料ですね 29 ページから 31 ページ目で見ただけ れば、資料の 2(1)1 ですか。
1:34:37	底地まだすいません、じゃあちょっとフレーミングしちゃいました。
1:35:03	学級収益上げてございます説明事項リスト 7 番の御説明をさせていただきの C ですか。
1:35:22	。
1:35:24	規制庁ニシウチです。それではちょっと耐震側コメント No. の 3 だけじゃなくても 六、七も関連性があるので、六、七じゃないか。
1:35:35	78 個の 78 を一通り説明をいただいて、そのあとまとめて質疑確認という形で よろしいですか。
1:35:45	はい、野口でございます問題ありません。
1:35:52	はい。当基底とニシウチですじゃ改めてすいません説明事項リスト 11 ちゃん資 料 1 に沿って、まず通して説明をお願いします。
1:36:03	はい、九州電力ノグチでございます。説明事項リスト 檜葉のご説明いたしま す。トーモクが耐震評価上連絡通路に求められる機能等について御説明いた します。
1:36:14	資料の通しページで 1-26 ページになります。別紙の 6 として概要説明資料 に参考のペーパーを追記しております。建家への要求される機能について概 要説明資料に追加をしております要求される機能につきましては支持機能、 遮へい性、気密性について地震、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:34	及び地震後においても機能が維持されることを確認してございます。なお、評価の手法については、既工認にて実績のある手法を用いており新規性はございません。
1:36:45	資料、次のページに行きまして(1)－27 ページに指揮所と連絡通路休憩所下の地質を展望しております。
1:36:56	説明事項リスト 7 の御説明は以上になります。続きまして説明事項リスト 8 番の御説明をいたします。
1:37:05	8 番の説明の項目が指揮所給計上連絡通路における地盤地質自身はマンメイドロック性状等についてご説明をいたします。
1:37:16	資料が別紙の 7 通しページが I－28 ページからも御説明になります。
1:37:24	本資料につきましては、連絡通路指揮所のマンメイドロックの配置と評価に用いる諸元を御説明いたします。
1:37:34	第 2－1 図にGLレベルでのマンメイドロックの配置の物性を示してございます。第 2－2 図に年齢連絡通路と秘書の連結部付近のマンメイドロックの配置がわかる断面図を
1:37:49	第 2－2 図にお示しをしております。次のページに参ります。
1:37:55	5(1)の 30 ページになります。こちらに地震応答解析における評価内容についてご説明をいたします。
1:38:06	社会においては、(1)－31 ページの第 3－1 図に示す一次元モデルを用いた一次元波動論による応答解析を実施した評価となっております。規格化概要、地盤の各速度層の弾性波速度それぞれ第 3－1 表
1:38:26	第 3－2 表にお示しをしております。
1:38:32	4 ページに行きまして団体さんのニーズに地震応答解析モデルを掲載添付しております。
1:38:40	近隣説明事項 8 番の御説明以上になります。
1:38:46	はい。
1:38:47	はい。規制庁ニシウチです。規制庁側から何かありますか。
1:39:02	はい、当期
1:39:06	規制庁ヤスダです。
1:39:08	えーとですね、私のほうからは確認なりますが資料両括弧 1 の
1:39:15	両括弧 1 の 11 ページ。
1:39:19	になりますが、
1:39:21	違う。
1:39:34	別紙
1:39:36	。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:52	はい。規制庁ヤスダです。当プラント側で先ほど確認したような内容に戻るんですが、別紙2の両括弧1の11ページになりますが、
1:40:04	ここで2ポツのところに機密性の悪影響防止についてというところで、
1:40:10	気密扉については連絡通路を接続を常時開として運用するというふうな記載がございますが、
1:40:19	ここで確認させていただきたいのは、
1:40:22	既工認の応力解析において、この気密扉というのは、
1:40:28	応力解析ですね、応力解析モデルにおいて、この気密性の飛び気密扉というのはどういったモデル化例えば剛性として考慮したとか、付加質量として考慮していたとかですね。
1:40:41	どういうふうな取り扱い
1:40:46	閉運用のときにですね、考慮されていたのか、今回常時開としたときにどういう応力解析までに変更がなされるのか。
1:40:58	ということは御説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。
1:41:08	フェーディングイナトミです。まず扉開の状態での解析というものを実施してございませんで、
1:41:18	トイレの大きさからそこまで行くようがないかなと思いますがそこについてちょっと確認を
1:41:23	いたします。
1:41:24	そもそも指揮所棟つくったときも別途扉本部耐専実害という扱いですし、せよとしてですね、感知器といったやり方をしているかですが、
1:41:38	この建屋に解析の教育比べまして重量が小さいということから影響ないと思いますがちょっとスポンサーいる物件すべください。
1:41:48	こちらです。
1:41:52	はい。規制庁ヤスダです。その説明はまた後日よろしく申し上げます。
1:41:58	このときですね次のページの両括弧1の12になるんですが、
1:42:04	第3図といいますが、これは、
1:42:10	指揮所側から、
1:42:14	連絡通路側を見ている断面かと思うんですが、
1:42:17	まず、そういった記載をしておいていただきたいとこっからどうどの方向で見てるんいるのか矢視とかですね、そういった説明をお付けておいていただきたいということと、
1:42:29	後ですね
1:42:31	第3図の中に配管貫通部という孔があると思うんですが、これの反対側に
1:42:39	高さ方向に中細い資格があると思うんですが、ここはどういった

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:45	設備が貫通する通るのかとかですね、こういった説明がちょっと記載がないので、まず何があるのかという話を説明していただけますでしょうか。
1:43:05	九州電力の荒木でございます。先ほどプラント側で御説明させるときに、と貫通部のこの配管貫通部以外にどのようなものが通ってるかっていうのを
1:43:19	後日率とかってお示しすることとなっておりますので、こちらについては、こちらのコメントで対応させていただきたいと考えてございます。以上です。
1:43:29	はい、よろしくお願いします。
1:43:32	それとですね、ちょっと両括弧 1 の 11 ページに戻りますが、
1:43:39	今回常時開として運用するとあるんですが、一番
1:43:45	最後のページ、最後の行にはですね、撤去を検討するとあるんですが、
1:43:50	これはどちらになるんでしょうか。
1:43:56	九州電力のサナキでございます。暇现阶段におきましては、常時開運用とするところを計画としてございますけども、
1:44:07	プラント側のところでも御説明いたしました通り三城工事と連絡通路を接続後におきましては、この気密扉っていうものは必要なくなりますので、運用開始後に、また器具その気密扉を撤去することについても検討したいということを考えてございます。
1:44:29	はい。以上です。はい。規制庁ヤスダです。わかりました。そしたらですね、常時開としている。
1:44:38	中においては、波及的影響の下位クラスに整理されるものになるのかなと。
1:44:44	と思っておりますので、そういった観点でも確認していきたいと思っております。
1:44:49	あと最後の質問になるんですが、常時回答しての運用のときにどういう機械的な機構によって、
1:44:59	開という状態を維持しているのか説明をお願いします。
1:45:05	九州電力のサナキでございます。そちらのコメントにつきましても先ほどプラント側でも同様なコメントをいただきましたので、あわせてそちらのほうで回答させていただきたいと考えてございます。以上です。
1:45:19	はい、よろしくお願いします。
1:45:34	規制庁ナカフサです。私が聞きたいことなんですけど、29 ページ引いの図を見て、第 2-2 図、
1:45:45	A断面を見ていただいていますか。
1:45:48	これは私が起因したのは、連絡通路が、
1:45:53	すべてCL級岩盤に乗ってると思ったんですが、そこら辺がよくわかんなくてこの増見ると、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:00	約半分ぐらいは名道路幅員っていると。一方はCL岩盤だと。
1:46:06	豆道路とCL岩盤っていうのは、細かく見ると物資が困っていると。
1:46:13	例えば、減衰乗数MMRの5%でCL級が3%密度はMMRで二三五Gすけ後、
1:46:25	CIは2.28 動的剪断件数は $M8.6 \times 10^{-3}$ 条をニュートンパースクエアと。
1:46:34	CLVSVPより算定ということがありますので、
1:46:40	今連絡する相対変位は、
1:46:45	指揮所アート旧形状を個別に解いてその絶対値で決めてるんですけど、こういう留守いわゆる地盤物性が違うところについては、やはり相対変位が生じる可能性があるんで。
1:47:03	ここのチェックっていうのは必要だと思っております。一番簡単なのは二次元の連成系で解くというのは時間だと思うんですけど、この相対品を設計については、9電さんどういふふうにお考えでしょうか。
1:47:29	九州電力のイナトミです。前回から名越さんがおっしゃってるのはこのことがつていうのはちょっと理解しております、一つ今二次元立地場所っていうのはもう
1:47:42	検討の選択肢であると考えております。
1:47:45	一番簡単な例えばここで言ってる岩盤の物性1事例正クラゲてる部分とですね。
1:47:54	このなりがマンメイドロック時の物性の差を見て、
1:47:59	こちらでも当然、見るほうがかたいですので、その中にスペクトルとかは考慮されていれば、安全かかなってという判断も一つありかなと思っておりますちょっとそのどちらにする方にちょっと検討させていただいて、
1:48:14	差が出たとしても、安全評価に問題はないと。
1:48:19	いえるような形で御説明したいと思います。
1:48:22	重要です。
1:48:24	それじゃなかったんですよ。この更新はよくわかりました。我々は必ずしも二次元FEMまでやれということではなくてもし、
1:48:32	過去にやったモデルがあればそれを使うのも手かなと思いましたが。いずれにしても、今イナトミさんが官がおっしゃられた方向での検討と回答のほうよろしく願います。
1:48:46	要するにイナトミですし、承知いたしました。
1:49:00	ちょっと、はい。
1:49:03	規制庁オオノです。(1)の29ページで今と同じ図なんですけど、第2図の左側の表があるんですが、これ動ポアソン比が が になってるんですけど、これは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:19	0.2 ぐらいではないんでしょうか。2 でよろしいんでしょうか。ちょっと確認したいんですが、いかがでしょう。
1:49:28	九州電力ノグチでございます。
1:49:30	一方が記載が少し間違えておまして、正しくは動ポアソン比、0.2 でございます。失礼いたしました。
1:49:38	装置の差では修正をお願いいたします。
1:49:48	規制庁ヤスダですが、
1:49:50	ちょっともう 1 点確認させてください。両括弧 1 の 15 ページで、
1:49:57	相対変位の評価結果をつけていただいておりますが、
1:50:02	ちょっと確認だけですがこのばらつきを考慮した際に、結果というもののの中に、
1:50:11	地震応答解析モデルとして、誘発上下動を考慮したモデル、
1:50:17	となっているものも含まれているということで理解でよろしかったでしょうか。
1:50:23	九州電力ノグチでございます、誘発上下動モデルも含んだ中で相対変位が最大値の河床抽出して記載をしております。以上です。
1:50:34	はい。
1:50:35	はい、ありがとうございます。そしたらですねそういったモデルも含んでいるということがわかるように、米印か何かでどのケースかわかるようにして注釈で飛ばすとか、していたことはできますでしょうか。
1:50:50	はい、ノグチます経営わかるようにして修正いたします。以上です。
1:50:57	はい、ありがとう。
1:50:58	2 映像とですね今回誘発上下動を考慮したモデルということになっているんですが、ちょっとですね聞きしたいのは、
1:51:10	この連絡通路がどういう応答性状をすることによる予定誘発上下動を考慮するモデルとしたのかという考察等はできているでしょうか。
1:51:34	赤い九州電力の野口でございます。マイナス 1 のケースにおきまして鋭意接地率の方が 65% を下回りましたので、時アップの記載にのっとりまして、誘発上下動モデルを考慮したもので、
1:51:51	ヤツ上すいません誘発上下動モデルで評価を実施したと思うんですよね。お願いします。
1:51:58	規制庁ヤスダです。すいませんちょっと質問の仕方が悪かったんですが、どういった理由で言う設置率が下がってしまったのかという考察はできておりますでしょうか。
1:52:11	。
1:52:17	九州電力イナトミです。今接合社長の指揮所側の
1:52:23	悲しいですかね。すいませんトレンA棟、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:28	連絡通路側の話です。
1:52:31	連絡口以降資料お持ちください。
1:52:49	被水連絡会です。今の、すいません私たちの説明はわかったんですけど流末上下動扱ってるのは、
1:52:57	指揮所側のこのひと月とケースでございまして、連絡通路はもう
1:53:04	当誘発上下動モデルの手法はしておりませんので、
1:53:13	御質問としては、連絡する場合に使われた合意が、
1:53:19	ということでしたら、当地点の古林市長はしていない。
1:53:23	ということです。
1:53:26	以上です。
1:53:57	はい規制庁ヤスダです理解しましてありがとうございます。
1:54:13	九州電力のアクチュアルでございます。今の件につきまして、少し追加で御説明いたしますすいません。
1:54:21	ちょっと、
1:54:23	スズキ
1:54:25	すみません、キトーから、
1:54:30	けれども、ちょっと 99.7 人冊子を、
1:54:34	させてもらいたい。
1:55:04	すいません規制庁のニシウチですけども、今九州電力何かしゃべってますか。
1:55:11	ちょっと音声が何か途切れたように感じたんですけど、規制電力イナトミれず、申し訳ございません今聞こえますでしょうか。今聞こえておりますので続けて説明をお願いします。いずれすみませんちょっと今私がちょっと間違ってお説明しておりました
1:55:27	プラントのNS方向ではですね、連絡通路のほうも、誘発上下動モデルは使ってございました。すいません。原因としましては、当然細長いといえますか。
1:55:43	構造次やったときに、ベネッセ側のほうが基礎幅が狭いんで、それで生じてきているものがありますので、最初に御質問あった、NUSさせませんよ 85 動モデルを使ったかっていうポンとにつきましては、こういった時規定誘発上下動モデルを使ってますっていうのは、
1:56:03	コメントのほうで記載して回答しようと思います。失礼いたしました。
1:56:10	規制庁ヤスダです。そうしましたら対応の方よろしくをお願いします。
1:56:43	すいません規制庁ナカフサです。ちょっと確認したいんですけど今のす相対変位っていうのは別にあれですよ。東三見ると、9 旧形状等指揮所中央別々のSRモデルで解いて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:01	そのSRモデルの相対絶対相対距離をオオノ大きいやつでAを求めたということ でよろしいですね。
1:57:11	よろしいでしょうか。
1:57:14	92 億イナトミですし、おっしゃる通りです。
1:57:19	了解しました。あとすいません、ここは終了括弧 2 とか、添付書類に関わるん ですけど。
1:57:27	それと今回の申請っていうのは、工認手続き対象範囲ということで終了。
1:57:34	カッコ両括弧 2 の 4 ページに書いてあるこの黄色いところだと思うんですね。
1:57:40	で、全体の話は、括弧Dの終了に書いてあるんですけど。
1:57:46	いざ申請手続きを我々がですね。
1:57:50	正直な話審査消火ときには、
1:57:57	この範囲っていうそう連絡するっていうのは、常設重大事故緩和設備の間接 支持構造物という定義という音がこの範囲の中に書いてないのということ。 あともう一つ、
1:58:14	連絡通行料はですねDBSA両方の役割を持ってるんだっていうことも見えな いと。
1:58:22	で、連絡通路の耐震数については、DBとしては耐震CなんだけどSAPとして はC括弧SD、
1:58:30	けど、
1:58:32	9 電さんの財産保全とかいろいろ
1:58:36	Lavaなしがあって、静的地震動もや 3Ci回ってるというふうな認識はですね、 どっかわかるようにしたいと。
1:58:47	いうことと、連絡するん耐震性については第 5 条の
1:58:53	地震による損傷防止 50 条をもうとの関連も含めて、そこら辺をちゃんと整理し ていただきます。
1:59:01	て欲しいなど。そうしないと審査書書くときに何がどう申請あったんだっけって いうことで、何か玄海の時も苦労したっていう話も聞いてますので、ここら辺 の整理と位置付けについては、添付資料もしくはどっか。
1:59:19	補足ではなく添付資料の中で明示して欲しいというのは我々の希望なんです けどよろしいでしょうか。
1:59:40	すみませんLavaなしですいませんさらなる耐震性の向上という意味です ね。
1:59:46	はい、中性シオンアース
1:59:48	よろしくお願ひします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:00	九州電力ノグチでございます。すいません今のお話は、こちらの対応は特段不要ということで理解してよろしいでしょうか。
2:00:10	こちら辺の不要じゃなくてちゃんと書いて欲しいと書いてあるんだったらどこに書いてあるか教えてくださいという要望でアクションは必要ですよ。
2:00:23	すいません規制庁のニシウチですけど、まず今回の連絡通路の耐震クラス上の位置付け、あとはdB県SA設備であるっていうことをまず明確にも概要パートとかで明確にまず説明をしてください。
2:00:38	で、その上で、それらについては申請書のここでこういうふうに明確に説明をしていますという流れで説明をいただければいいのかなという、その説明の中でももちろんの明確な定義づけが不足しているという話であればおそれ補正で明確をしていただければいいのかなと思うんですけども。
2:01:01	はい、九州電力がノグチでございます。失礼いたしました会合資料のほうに、まずは追記をして御説明をさせていただこうと思っております。以上でございます。
2:01:11	はい。
2:04:17	すいません、規制庁のニシウチです。
2:04:21	前は耐震関係で説明いただいたところはこちらからは以上なんですけどちょっとすいません、私のほうで1点だけちょっとプラント側の範囲で戻らせていただいて、
2:04:31	確認を確認をというか次回以降明確に説明いただきたい部分がありまして、資料1-23ページになるんですけど。
2:04:39	別紙5のところですね。
2:04:44	はい。
2:04:47	今ちょうどその耐震側で相対変位建屋間の相対変位の話をしていて、ちょっとすいません思い出したんですけど、
2:04:55	2ポツの防護設計の1パラ目で
2:05:01	強固な交換を採用して建屋間の相対変位に対しても頑健性を持たせる設計っていう説明があって、ここで言いたい関係性で具体的に何ですかっていうところをちょっと耐震評価上こういう考慮していますとか、
2:05:16	こういったサポートをつけるますとかそんなどういったことを意図してるのかっていうのをちょっと説明いただきたいんですけども。
2:05:35	規制庁ニシウチですけどその部分も今日この場で回答を求めるものではなくて、次回以降のヒアリングで明確に回答いただければと思っています。今日の段階で何か説明できるものがあればお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:52	結局電力ヤギでございます。こちら頑健性と書かせていただきますが、記載した場合としましては、空気浄化ダクト、いわゆる一般のダクトはつりとかでつけてるダクトに比べる地熱、一般の配管とかで使ってる交換だったりを使用するというので、
2:06:12	一般のダクトに比べて次設計としてるっていうことを意図した記載でございましたので、特段頑健に
2:06:22	いわゆる普通の配管に対して頑健なによりクランプ考慮したというものではございません、ちょっと記載がもしかしたら見にくいところも、
2:06:31	あるかと思しますので、次のむしろ修正しますに合わせてマインドが伝わるように修正させておかっていきます。
2:06:41	はい。規制庁ニシウチです説明は了解しましたのでちょっと頑健性と言われると、特別な考慮をしているようにも読めるのでちょっとそこは正確な説明をまずお願いしますその上で具体的に確認を進めていければと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。
2:06:58	はい。説明事項レシピ等資料 1 については資料 123 含めてですかね九州電力側からの説明は以上でよろしいでしょうか。
2:07:14	はい、遠藤です。説明は以上となります。
2:07:18	はい。原子力規制庁のニシウチです。では続けてですね資料 4 を規制庁側からお配りをさせていただいてますが、主に耐震の観点から、申請書等を確認して事実確認をしたい事項をまとめたものになります。
2:07:36	基本的にこれも書いてる通りなのページ数とかも含めて明確に書いているつもりですので、ちょっと一つ一つ読み上げることはしませんけども、
2:07:46	かつ今日この場ですべて回答をいただくと思ってなくてそれにボリュームもありますので、次回以降のヒアリングで準備ができたものから淳二回答いただければと思っています。
2:07:58	今日の段階で何かどういう趣旨かとか、その確認をしたい事項等あれば、九州電力からお願いします。
2:08:11	はい。
2:08:12	はい、九州ですね、ありがとうございますレート質問こちらからですね、いただいた確認事項についてちょっと確認したいところでピックアップしてこの場でちょっと確認させていただきたいんですが、
2:08:28	それ以外は仰ってる通りページ目に書いてもらってますので、ちょっと今日この場では回答できませんが、次回のヒアリングで回答できる部分から順番に回答していきたいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:43	そうしましたらちょっと確認させていただきたいのが幾つかございますけどよろしいですか。
2:08:51	はい。規制庁ニシウチですコメントナンバーと含めてよろしくお願いします。
2:08:57	はい、わかりました。
2:09:00	ちょっと、
2:09:01	九州パラオまだいいんじゃないですけど、2ヶ所、もちろんすいませんそしたらちょっと土木と建築美と分かれてしまいますが建築アのほうから幾つか御質問させていただきたいと思います。まずNo.6番。
2:09:18	の、今日確認事項なんですけれども、こちらで書かれてますこの連絡通路の地震応答解析に用いるSsつうの入力地震動についてっていうところなんですけど、この御質問の趣旨は結果のばらつきと工認段階における実地盤物性の
2:09:38	ツヅキの変動幅の整理っていうことなんですけど、ちょっとこれ具体的にどういうことを
2:09:45	お聞きになられようとしてるのかちょっとここはですから少し別途説明をいただければ幸いです。はい。規制庁ヤスダですけど、No.6なんですけど、ちょっとここは私は十分理解できてないところでもあるんですけど、Ssずつには留萌の地震動っていうふうに
2:10:05	式がありまして、許可のときにルームの時観測は自分のサイトに持ってくるときに、その減衰を下げる時大きくとか上げる時は小さくとか、
2:10:21	あったかと思うんですけど。
2:10:23	それが許可のときに見てたばらつき、
2:10:28	不確かさの考え方だと思っております、それぞれでもう許可の時点で整理されていると思うんですけど、今回、公認段階でも、
2:10:39	ばらつきの変動幅を考える。
2:10:42	ことになっていて、
2:10:46	そのSⅡの入力地震動
2:10:49	もう自分のサイト基準地震動
2:10:54	ですね、
2:10:56	炉心から下げて今度を連絡通路側に上げるときに、
2:11:02	これはもう
2:11:04	地盤物性値の基本方針に書いている元帥を使うのかなあとってはいるんですけど。
2:11:14	それはそれで。
2:11:16	いいのかなと思ってるし従来そうしているという理解はあるんですけど、
2:11:20	許可時の留萌のバラ減衰の考え方と工認の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:27	地盤物性値の解析用物性値に記載されている減衰の
2:11:31	整合性といいんですかね、ちょっとそこがわからないので、説明してもらいたいと思っております。
2:11:44	9 節機構JNES鉄塔ご質問の趣旨はいたしました。
2:11:50	ちょっとその許可とのばらつきの話と、今回のその工認段階のばらつきが同じなんですか。
2:11:59	ここで比較できるもの落ち世話ないかもしれませんが、ちょっと御質問の一つと考えて回答して考えたいと思いますので、ありがとうございました。
2:12:12	規程
2:12:18	次お願いします。
2:12:21	はい、九州電力の佐藤でございます。
2:12:25	いただきます資料 4 のですね、ナンバー3、
2:12:30	のところで連絡通路の地盤真のC性能について、却月入力の設定の根拠及び考え方について説明をいただきたいということであっていただいているんですけど、この絵とこちらの趣旨、御趣旨としましては、極限記録どのあったらいい。
2:12:48	どこから持って来どのように設定したかっていうような講習でよろしいでしょうか。
2:12:55	はい。その通りでして極限支持力度が今回炉をしっかりと炉心の本社工認の時の
2:13:07	試掘坑の値っていう理解はしてて、
2:13:11	今回、連絡通路全く別の場所なので、
2:13:16	どういう考えで適用できるとしたのかもおそらく許可のときに説明されていると思うんですが、ちょっとそこを今回資料を工認資料を見ると、
2:13:28	公認市場に飛ばされて公認資料を見ると、
2:13:35	今回資料を見ると、指揮所の資料に飛ばされて指揮所の資料を見ると、既工認に飛ばされてき工認の資料を見ると、炉心位置だったので、今回、連絡通路の地盤支持性能、
2:13:52	どうやっていう考えで
2:13:55	使っているのかというのが許可で整理されたと思うんですが工認では2、
2:14:01	図書として、説明していただきたいと考えております。
2:14:06	はい。
2:14:07	はい、九州電力の佐藤でございます。はい。今回地盤の支持性能につきましては、指揮所等々の旧A代替緊待所今度休憩所って言われるところと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:23	同じ範囲でございましてええと地盤の等価変わりませんので、努力の指揮所等々、休憩所のと、この動同じような書き込みにさせていただいたんですけども、審査実績、
2:14:41	先般弊社で言いますと、玄海のほうの緊対棟のほうのにつきましても入れ込みにさせていただいております、そちらのほうではちょっと
2:14:54	裁判再掲をさせていただきますので、今回につきましても、考え方としましては、同じっていうところで限界とちょっと違いを考えております、それが提出させていただきますけれども、ちょっと今回も
2:15:11	再稼働とどまりの脱退につきましてまとめまして、一度御説明差し上げたいと考えております。以上です。
2:15:21	はい。規制庁ヤスダですけど、今回極限支持力度について説明いただけるという理解ではいるんですけど、例えば速度構造なんかについても、やはりこれも説明していついていただきたいと思っていて、
2:15:41	添付図書のイメージとしては、現行直近で言いますと玄海の緊対棟ですね、これのときの作り方とをそろえていただければと考えております。これは一応補正対象になってしまうと思っておりますので、
2:15:58	必要であればの会合でお願いの方をしようと考えております。以上です。
2:16:08	九州電力は九州電力の佐藤です。はい。今、今の極限支持力ののみではなく玄海のほうの審査実績も私どもも承知しております、一応こちらのほうでまとめましたものを
2:16:26	説明いたしまして、その中でどのような形で添付資料のほうに反映するかっていうのは、ご確認いただければと思っております。
2:16:36	承知いたしました。
2:16:38	はい、よろしくお願いします。次お願いします。
2:16:53	九州電力、佐藤です。こちら
2:16:58	九州電力からの
2:17:00	このいただきました資料4の役員につきましては以上です。ありがとうございます。
2:17:07	はい。規制庁ニシウチです。
2:17:10	じゃあ当庫の確認事項についても引き続き資料の作成準備等を説明準備をお願いいたします。
2:17:17	それでは今日のヒアリング事項については以上かと思いますが、規制庁側からは特によろしいですかね。
2:17:48	じゃあ、すみません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:57	すいません規制庁ニシウチですけどそれで改めて規制庁側からも特にないで。九州電力側から何か全体通してありますか。
2:18:09	はい、九州電力からも特にございません。はい。ありがとうございます。東京のヒアリングはここまでにしたいと思います。ありがとうございます。
2:18:19	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。